## 令和6年度 あおもり親子ワーケーション体験モニター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 青森圏域の共通の資源である「陸奥湾沿岸の豊かな自然の中で仕事・暮らし・子育てができる快適で安心な環境」を最大限に活用した親子ワーケーション体験を通じ、圏域における関係人口の創出、移住・定住人口の増加を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 東青地域移住・交流サポート協議会(以下「協議会」という。)が主催する。

(事業名称)

第3条 事業名称はあおもり親子ワーケーション体験モニター事業(以下「事業」という。)とする。

(事業期間)

第4条 令和6年5月1日から令和6年8月31日までとする。

(事業概要)

第5条 事業は、協議会が別に定める3泊4日のツアー形式で、リモートワークの体験、くらしの体験、余暇の過ごし方体験など、宿泊地となる青森市が用意する交流・体験プログラムとする。 宿泊施設は、協議会が指定する施設とする。

(募集)

- 第6条 事業の対象者は、次の各号のいずれも満たしているものとする。
  - (1) 青森県外に居住し、かつ、住民票の現住所も青森県外となっていること。
  - (2) 現在リモートワークで仕事を行っている又は仕事の一部をリモートワークで行っていること。
  - (3) 地方移住や地方での二地域居住を検討している(若しくは高い関心をもっている)こと。
  - (4) 体験の様子を自身のSNSにハッシュタグ「あおもり親子ワーケーション」をつけて投稿できること。
- 2 参加は、1組4人までとする。ただし、協議会長(以下「会長」という。)が認めた場合は、 この限りでない。
- 3 参加希望者は、令和6年5月7日から令和6年6月6日までに、ホームページに掲載している 回答フォームから協議会事務局(以下「事務局」という。)へ申し込むものとする。

(参加者の決定)

- 第7条 参加希望者の数が募集定員を超えた場合は、協議会が抽選により参加者を決定する。
- 2 協議会は前項において参加者を決定したときは、電子メールにより参加申込者に参加の決定を通知する。

(費用負担)

- 第8条 費用負担については、次のとおりとする
  - (1) 交通費
    - ① 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市の主要駅(又は空港若しくは高速 道路料金所)間の移動に要した経費(公共交通機関利用の場合はその経費と1人当たり上 限1万円のいずれか低い額、自家用車等利用の場合は会長が別に定める額)を参加者に助 成するものとする。
    - ② 交通機関の予約・支払いは参加者が行う。
    - ③ 参加者は、交通費の支払額を証明する領収書等(写)を添えて請求書(第3号様式)により、事業終了の日から7日以内に会長に助成金を請求するものとする。
    - ④ 協議会は、請求内容を確認し、不備がなければ請求の日から14日以内に参加者に助成金を口座振込により支払うものとする。
  - (2) 宿泊費 参加者の宿泊費は無料とし、協議会が負担する。
  - (3) その他
    - ① 参加者が交流・体験プログラムに参加する費用及びそのための地域内移動に係る費用については協議会が負担する。
    - ② 上記以外については参加者の負担とする。

(参加条件)

- 第9条 参加者は、事業終了後7日以内に、アンケート(第1号様式及び第2号様式)に回答し、 会長に提出するものとする。
- 2 参加者は、事業終了後7日以内に、自身の事業体験に関するSNS投稿(掲載)の画像(スクリーンショット、URL等)を提出するものとする。
- 3 事業実施自治体で災害発生、感染症拡大等により事業の実施が難しいと会長が認める場合に は、当該自治体の事業への参加者受入れを中止又は中断することがある。

(実績報告)

第10条 事務局は、事業終了後、参加者、行程及び体験等の実施状況をまとめた結果概要書を作成し、協議会で報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。